

公 共 事 業 労 務 費 調 査

(令和 8 年10月調査) 業務委託仕様書

山 形 県

第 1 章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、委託者（以下「発注者」という。）が所管する「公共事業労務費調査（令和8年10月調査）業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

第2条 通則

本業務を遂行するにあたり、受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書により業務を行うものとする。

第3条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施に当たり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第5条 調査員

1. 受注者は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に提出するものとする。また、受注者は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。
2. 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

第6条 T E C R I S（業務実績情報システム）

1. 本業務については、T E C R I Sへの登録対象業務とする。
2. 登録にあたっては、調査職員から登録内容の確認を受けなければならない。

第7条 関係法令及び条例の遵守

本業務の実施にあたって、受注者は、関係する諸法令及び条例等を遵守すること。

また、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

第 2 章 業 務 内 容 等

第 8 条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を職種別に把握することを目的とする。

第 9 条 業務の内容

1. 調査対象工事

調査対象工事は、発注者が別途工事名簿により受注者に指示する。調査対象工事件数の考え方は、下記のとおりとする。入札時の段階においては、対象工事件数を167件とし、適用範囲を140件～190件までとする。なお、当初契約時点から調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

(1) 一次審査対象件数

工事名簿に記載された工事のうち、工事名簿が確定した日から一次審査会（書面・オンライン調査の提出日）までに、調査対象外であることが判明した工事を除く全件数とする。

(2) 二次審査対象件数

一次審査対象件数のうち、一次審査会（書面・オンライン調査）で調査対象外であることが判明した工事、及び、調査表の提出が無かった工事や、調査表・提出資料の不備により調査継続が困難な工事を除く全件数とする。

(3) データ作成（エラーチェック・データ入力）件数

二次審査対象件数の内、二次審査において棄却とされた工事を除く全件数とする。

2. 対象業者説明会での説明

受注者は、令和8年9月中に、公共工事労務費調査の対象業者へ調査内容の説明を行うものとする。

説明方法としては、対面または、Web会議システムによるオンライン会議によって実施するものとする。なお、説明資料及び説明内容については事前に発注者の了解を得るものとする。

3. 調査日程表の作成

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について、調査の日程表を作成し、事前に発注者の承認を得るものとする。また、調査日程を変更する場合は、速やかに発注者に連絡し、その承認を得るものとする。

4. 調査票等の一次審査等（書面およびオンライン調査）

（１）対象業者への通知

受注者は、前条により発注者の承認を得た調査日程で、葉書等により調査対象業者に通知する。

（２）対象業者からの問い合わせ対応

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）からの調査表記入方法に関する問い合わせについて回答する。

（３）書面およびオンラインによる調査

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）から郵送等で提出される賃金調査票（様式１）、各種手当内訳票（様式２）、臨時の給与年計票（様式３）及び補足調査票（様式１－１）を公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

審査会場については、発注者側で指示した会場（山形県庁もしくは総合支庁の会議室）で審査を行うこととし、受注者による一次審査会場の確保は要しない。

また、対面調査（会場調査）が必要な場合は、事前に発注者と協議すること。

（４）補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について電話による請負業者からの聞き取り等により補充調査を行う。

5. 審査結果の整理・分析

（１）無効調査票の整理・分析

受注者は、受注者が行う一次審査、及び、公共事業労務費調査連絡協議会が行う二次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理しその分析を行う。

（２）調査票等の記入ミスの整理・分析等

受注者は、賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について分析、検討を行う。

6. 二次審査会への出席

受注者は、公共事業労務費調査連絡協議会が実施する二次審査に出席し、発注者の求めに応じ受注者が行った一次審査内容等について説明を行う。

7. エラー・チェック

受注者は、二次審査終了後「公共事業労務費調査（電子データ）エラー・チェック実施要領」によりエラー・チェックを行うものとする。

8. データ入力

受注者は、一次審査終了後又は二次審査終了後、発注者の指定する期日までに、発注者の指示するデータ形式により、調査結果を電子データとして入力するものとする。ただし、受注者又は発注者の事情により、受注者がデータ入力を実施できなかった場合には、契約変更の対象とする。

9. オンライン調査の試行

令和8年10月調査は調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を実施する予定であり、今年度はその試行として業務中約5割の工事についてオンライン調査を行うこととする。

オンライン調査の対象工事の選定方法や調査方法については現時点では判明していないため、契約後発注者より指示する。

第10条 打ち合わせ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打ち合わせ・協議を行うものとする。また、打ち合わせ、協議に係る費用は全額受注者の負担とする。

第11条 旅費交通費

旅費交通費は契約変更の対象とするが、発注者と受注者で協議し、発注者が認める必要最小限の数量とする。

第 3 章 成 果 品

第12条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ①調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票 ・ ・ ・ 1 式
（調査対象工事毎に整理し提出する。）
- ②調査報告書 ・ ・ ・ 1 部

第13条 調査票等の提出

受注者は、審査を行った賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票を発注者が指定する期日までに提出する。

第14条 成果品の提出先

成果品の提出先は、山形県県土整備部建設企画課とする。